

公益信託 N E X C O 関係会社高速道路防災対策等に関する支援基金  
令和 2 年度 高速道路区域内における自治体管理の構造物補修に対する助成

## 募 集 要 領

N E X C O 関係会社高速道路防災対策等に関する支援基金（以下「当支援基金」という。）では、以下のとおり、高速道路区域内における自治体管理の構造物補修に対して助成金の支給を行います。支給を希望される自治体は、募集要領に従い申請書を提出して下さい。

◆高速道路とは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が管理する高速道路をいいます。

### 1. 助成目的

この助成事業は、高速道路区域内における自治体管理の構造物補修を当該管理自治体が行うことに関して、補修に要する費用への助成を行うことにより、高速道路をご利用される方にとって、更なる安全性・快適性・利便性の高い高速道路の実現に寄与することを目的としています。

### 2. 助成対象事業

次に示す構造物補修事業を助成対象といたします。

- (1) 跨高速道路橋の剥落防止対策
- (2) 跨高速道路橋の投物防止対策

◆剥落防止対策事業については、補修工事並びに補修工事を前提とした点検（たたき落とし作業）・調査・設計が助成の対象となります。

### 3. 助成対象者

高速道路区域内における、自治体管理の構造物補修を実施する当該管理自治体とさせていただきます。

### 4. 助成金額

1 件について年 1 回 200 万円を上限として、当支援基金にて決定いたします。

◆審査の結果、助成金額が 200 万円以下となる場合があります。

### 5. 助成件数

20 件程度

◆応募は 1 自治体 1 件とします。

◆複数の跨高速道路橋を助成の対象とする場合は、まとめて 1 件とします。

◆審査の結果、助成を受けられない場合があります。

### 6. 助成対象期間

令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月

## 7. 応募方法

申請者は当支援基金所定の「高速道路区域内における自治体管理の構造物補修に対する助成申請書」（以下、「申請書」）に、地方公共団体名、代表者名、連絡先等を明記の上、構造物補修内容を取りまとめ、応募締切日までに、当支援基金事務局宛に申請書を1部提出（郵送）願います。

なお、申請に際しては、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社または西日本高速道路株式会社と施工内容・時期等を事前に調整したうえ申請書を提出して下さい。

◆申請書および添付された資料は、ご提出いただいたことをもって、当支援基金の運営委員・信託管理人・委託者・その他当支援基金の業務を行う者が、助成金の支給対象者の選考等、当支援基金の運営に必要な範囲で閲覧することについて、同意されたものとしてお取扱いいたします。

## 8. 応募締切日

令和2年1月17日（金）（当日消印有効といたします。）

## 9. 選考方法及び結果の通知

当支援基金運営委員会において審査の上、採否を決定し、令和2年4月頃までに申請者宛に通知いたします。

◆審査は、助成対象となる跨高速道路橋の健全度（供用年数、点検状況等）、投物実績、申請自治体の財政力、過去の助成状況、施工計画の確実性等に着目して行います。

## 10. 助成方法

助成金は、対象となる構造物補修の施工が完了し、「11. 助成金受給者の義務(1)」による構造物補修工事・精算完了報告書等を提出した後、当支援基金にて事業が適正に実施されたことを確認の上、当支援基金にて決定した金額をご指定の口座に銀行振込により支給いたします。

◆構造物補修工事・精算完了報告書等の提出から支給までに、2ヶ月程度の期間を要する場合がありますのでご留意下さい。

## 11. 助成金受給者の義務

(1) 助成対象者は、対象となる構造物補修の施工を完了し、令和3年3月15日（月）までに費用の精算を行い、精算の日から2週間以内に、構造物補修実績を取りまとめ、構造物補修工事・精算完了報告書及び関連書類〔工事契約書等（写）、工事計画書、精算額の分かる費用内訳、工事前後の写真〕を提出して下さい。書式（当支援基金のホームページからもダウンロード可能）は、助成決定通知時にお送りします。

(2) 当支援基金は、活動途中において、状況報告（支出も含む）を求めることがあります。その場合は、速やかに対応して下さい。

## 1 2. 決定の取り消し等

助成対象の事業について、下記の事項が発生したときは、助成の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更します。

- (1) 助成金の他用途への使用
- (2) 助成の決定の内容又はこれに付した条件違反
- (3) 決定後の事情の変更により、助成事業者が事業を行うことが困難となったとき

## 1 3. 事故等の届け出

下記の各項目に該当する場合は、遅滞なく当支援基金に届け出て下さい。当支援基金で内容を検討し、対応を指示します。

- (1) 助成金の他用途への使用
- (2) 助成事業が予定の期間内に完了しないことが明らかになったとき
- (3) 助成事業の遂行に重大な支障を及ぼすと認められる事故が発生したとき

## 1 4. 問合せ先・申請書提出先

公益信託 NEXCO関係会社高速道路防災対策等に関する支援基金 事務局  
〒164-0001 東京都中野区中野 3-36-16

三菱UFJ信託銀行リテール受託業務部公益信託課  
NEXCO関係会社高速道路防災対策等に関する支援基金担当  
TEL 0120-622372 (フリーダイヤル)  
(受付時間 平日 9:00~17:00 土・日・祝日等を除く)  
FAX 03-5328-0586  
E-mail koueki\_post@tr.mufg.jp

以上